

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所

特許部

執筆者 孫明飛 桂紅霞

(訴訟パートナー弁護士)

インターネット通信販売の受取先所在地の法院が 専利権侵害事件の管轄権を有するか否かについて

管轄法院の確定は、双方当事者にとって、知的財産侵害訴訟における最初の戦いとなる。原告側としては、さまざまな原因に基づき、被告側の所在地ではなく、自らの所在地または裁判経験が豊かな法院で訴えを提起したいと考える。専利権侵害事件では、被告の住居地のほかに、侵害行為地であれば訴えを提起することが可能である。ネット環境の下で、通信販売で製品を購入する際の受取先の所在地が侵害行為地に該当するか、実務において耳目を集める問題となっている。インターネット通信販売（以下、「ネット通販」という）における受取先の所在地が侵害行為地に該当するかしなないかは、関連の司法実務においても認識が統一されていないため、管轄異議申し立ての事件が多数発生している。

各地の法院の裁判状況について

ここ2年間の中国全国の法院の判決をまとめたところ、ネット通販の受取先の所在地が侵害行為地に該当するかしなないかについては、法院によって判定が違ふことがあるのみならず、同じ法院ひいては同じ合議法廷でも案件によって判定が違ふことまであることが分かった。さらに、賛成者であっても反対者であっても、その賛成または反対の理由が異なることもある。例えば、ネット通販の受取先の所在地が侵害行為地に該当すると同じように判定したケースであっても、受取先の所在地を侵害結果の発生地とした法院もあれば、侵害行為の実施地として直接に判定した法院もある。

一般的に反対者は、専利権侵害製品の販売地は製品を買う側の受取先所在地を含んではならず、売る側の発送地あるいは売る側の住居地に準ずべきであると考えている。それは、「原告側が被告側にしたがう」という原則に基づき販売地を確定することを基本的な考え方とする。その考え方によると、受取先

の所在地を侵害製品の販売地と認定したら、原告は受取先を調整することによって侵害製品を任意の所まで配送するよう売る側に要求することができ、それによって管轄法院を任意に選択できるようになる。そうすると、侵害事件の地域管轄制度は存在しないのと同然となり、事件管轄の確定性を大いに害することになる。

それに対して、賛成者は次のように考える。受取は侵害製品が買う側に引渡されたことを意味し、それによって販売行為が完了する。したがって、受取先の所在地は販売行為の実施地あるいは販売行為の結果の発生地になる。したがって、買う側の実際の受取先所在地は司法解釈である「専利紛争事件審理の法律適用問題についての最高人民法院の若干規定」第五条第二項に規定された侵害製品の販売地に該当し、同所在地の法院は管轄権限を有している。

現在のところ、各法院の観点は統一されていないが、一部の高級法院ではこの問題についての認識が統一されつつある。去年及び今年の初め、江蘇省高級人民法院と広東省高級人民法院は、管轄異議の提訴事件についての裁定において、ネット通販の受取先所在地の法院が管轄権限を有しているとの認定をした。ただし、これらの結論に至るまでの理由はそれぞれ異なっており、前者は、受取先の所在地を引き渡し先、すなわち、侵害実施地として認定（(2014)蘇知民轄終字第0026号裁定書参照）し、後者は受取先の所在地を侵害結果の発生地として認定（(2015)澳高法立終字第127、128号裁定書参照）している。

ネット通販の受取先は侵害行為地として認定すべき

まず、ネット通販における受取先の所在地を侵害行為地として認定するのは、ネットビジネスの特徴に適合する。情報ネットワーク技術が高度に発達したことにより、売買双方が部屋を出ずに簡単に取引を行うことができるようになった。買う側はネット情報によって商品を選び、ネット通信の方法でリアルタイムに注文を確定し、支払いを行う。売る側は買う側の注文が確定した後、指定された受取先に配送し、買う側が受取のサインをして、ビジネスは完了する。売買双方が面と向かって交渉する必要もないし、相手が誰であるか知る必要さえないのである。そのような状況において、買う側が指定した受取先はネット上の取引を完了させるためのもっとも重要な実在のポイントとなる。また、情報技術の発展によってビジネスモデルも変わった。ネット取引プラットフォーム上の多くの店舗は固定の経営場所（例えば実店舗）を必要とせず、商品を保管する場所（例えば仮倉庫）さえあれば取引可能である。倉庫はどこに設けてもいいし、設けていなくても、注文確定後、工場から直接配送するよう手配することも可能である。売る側が第三者であるプラットフォームに提供する住所は、通常そのビジネスに関連がない登録住所、自宅の住所またはその他の住所である。「Haitao」（注、ネット通販を経由して海外で買い物をすること）においてこの問題はより際立っている。中国国内の受取先を除き、販売者の住居地や商品の発送元等は全部海外にあり、それを侵害行為地としたら、権利保護は非常に難しくなる。したがって、ネット取引においては、売る側の登録地あるいは発送地より、受取先の所在地を販売地としたほうが、よりネット取引の特徴及び客観的な実情に適合するといえるだろう。

次に、ネット取引の契約履行地に関する最新の司法解釈を参照してみても、

ネット取引については受取先の所在地を侵害行為地として認定すべきであると考えられる。ネット取引の契約履行地については、2015年に新たに公布された「最高人民法院の『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下、「2015年民事訴訟法の司法解釈」という）第20条には、「情報ネットワークを通じて締結された売買契約に関し、当事者間に別途約定がなければ、情報ネットワーク以外の形で目的物を引き渡す場合、受取先を契約の履行地とする」と明確に規定されている。これは、ネット通販において買う側の権利行使が困難であり、被告の住所は分かりにくく、契約の履行地も確定しがたいといった問題を解決し、司法がネットワーク技術の発展と客観的なニーズに適應するために特別に規定されたものである。専利権侵害事件においても、原告は情報ネットワークを通じて販売者から製品を購入し、その販売について侵害行為を証明する過程は、販売契約の締結及び履行を証明する過程でもある。販売契約にかかわる接続点は多く、売買の双方当事者の住居地、契約の締結地、契約の履行地などが含まれる。契約紛争において、受取先を契約の履行地としている以上、専利権侵害訴訟においても、受取先の所在地を侵害行為地とするべきであろう。

スピーディに発展する情報ネットワーク技術は、侵害者の侵害行為をさらに発見させるべくしており、売る側に固定の経営場所がなければ、その本当の身分を確認することは難しい。この場合、法律が適切に権利人側に偏重することは、権利人に訴訟の便を提供する立場から、管轄を確定するため必要であるとともに、社会的正義の要求にも適合する。漠然と「原告側は被告側にしたがう」との原則に基づき専利権侵害事件の管轄法院を確定することは、2015年民事訴訟法司法解釈のロジックと矛盾するうえ、現在の社会発展ニーズにも相反する。受取先は具体的なネット取引において確定したものであり、その所在地を侵害行為地とすることが、管轄の確定原則を損なうことはない。

その他の関連問題

1. ネット取引の範囲をどう定義するか

情報ネットワークについて、「情報ネットワーク伝播権侵害民事紛争事件の審理に適用する法律の若干問題に関する規定」第二条の規定によると、情報ネットワークには、コンピュータ、テレビ、固定電話機、携帯電話機等の電子デバイスを端末としたコンピュータネットワーク、テレビ放送網、固定通信網、移動通信網等の情報ネットワークと、公衆向けに開放されたローカルエリアネットワークが含まれる。したがって、これらの媒体を通じて締結された売買契約は、2015年民事訴訟法の司法解釈第20条に規定された情報ネットワークを通じて結ばれた売買契約とみなすべきである。買う側が上述媒体を通じて売る側から侵害製品を購入したのであれば、受取先を侵害行為地とみなすべきであろう。

2. ネット取引の受取地は販売侵害行為の実施地に該当するか、それとも侵害結果の発生地に該当するか

専利事件の司法解釈第五条第二項の規定によれば、侵害行為地は販売侵害行為の実施地とその結果の発生地の両方を含むべきである。ただし、実務にお

いては、販売侵害行為の実施地とその結果の発生地を区別すべきかについて異なる観点がある。販売侵害行為の実施地はその結果発生地でもあるため、両者を区別する必要はないと主張する人もいれば、両者を区別する必要があると主張する人（ただし、その基準を説明することは難しいようである）もいる。侵害行為の結果地とは侵害結果の直接発生地であり、販売侵害行為を行えば、その時点で侵害の結果が発生することになるため、両者を区別する必要はなく、ネット取引における受取地は、法律上の侵害行為実施地でもあるし、侵害の結果の発生地でもあると筆者は考える。

3. ネット取引において、契約に約定された履行地が実際の受取地と一致しない場合、侵害製品の販売地をどう確定すべきか

情報ネットワークを通じて締結された売買契約の履行地について、2015年民事訴訟法の司法解釈第20条には、契約に履行地について約定がある場合には、その約定に従うと規定されている。すなわち、売買双方当事者は約定に基づき、2015年民事訴訟法の司法解釈における受取先を契約の履行地とする規定を排除することができる。では、この場合、契約に約定された履行地にしたがって侵害製品の販売地または侵害行為地を確定すべきであろうか。これについて、侵害行為地は侵害行為が実際に発生した状況に基づき確定すべきであり、当事者が約定によって変えてはならないと筆者は考える。したがって、契約に約定された履行地が実際の受取先と一致しない場合には、実際の受取先（契約の実際の履行地）に基づき侵害製品の販売地を確定すべきである。

終わりに

2015年民事訴訟法の司法解釈第20条の、受取先を契約の履行地とする規定は、各地方法院の専利権侵害訴訟において、ネット取引の受取先を侵害行為地とする認識を進めるだろう。ネット取引の受取先を侵害行為地と規定する意義は自明である。最高人民法院が地の司法実務を踏まえ可及的速やかに、この問題について司法解釈を作成することを強く期待している。

注：

1. 「最高人民法院の『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」第20条：情報ネットワークを通じて締結された売買契約に関し、情報ネットワークによって目的物を引き渡す場合、購入者の住居地を契約の履行地とし、その他の形で目的物を引き渡す場合、受取地を契約の履行地とする。契約に履行地について約定がある場合には、その約定にしたがう。

以上

2015年6月1日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com